

訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

1. 事業者概要

事業者名	株式会社アスタス
所在地	埼玉県川越市上野田町 3 4 番地 2 2
代表者名	代表取締役 伊藤建之
電話番号	049-257-5618

2. ご利用事業所概要

事業所名	訪問看護ステーション soin 上野田町
指定番号	1160490540
所在地	埼玉県川越市上野田町 3 4 番地 2 2
電話番号	049-257-5618
相談担当者名	管理者：前田帆奈

3. 事業の目的とその運営方針・事業の目的

居宅において、主治の医師が訪問看護・介護予防訪問看護の必要を認めた利用者に対して適切な訪問看護・介護予防訪問看護を提供することを目的とします。

【運営方針】

- ① 訪問看護ステーション soin 上野田町(以下、事業所という)の看護師、その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し心身機能の維持回復を目指して支援します。
- ② 事業の実施にあつては、委託介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- ③ 事業所は、必要なときに必要な訪問看護・介護予防訪問看護の提供が行えるよう事業体制の整備に努めます。

4. 事業所の職員体制

職種	職務内容	人員数
管理者(看護師)	主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう業務全般の必要な管理・指導を行います。	常勤 1 名 (兼)
看護師	主治医の指示に基づき訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護・リハビリテーションを提供します。	常勤 1 名 非常勤 2 名
理学療法士	主治医の指示に基づき訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、リハビリテーションを提供します。	常勤 1 名 非常勤 1 名
作業療法士	主治医の指示に基づき訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、リハビリテーションを提供します。	常勤 名 非常勤 名
事務職	業務の事務全般を担当します。	非常勤 1 名

5. 営業日・営業時間

営業日・営業時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00
休 日	土曜日、日曜日、祝日・年末年始(12/29～1/3)

6. 営業地域

通常の営業地域	川越市
---------	-----

7. 利用料

基本利用料(別紙参照)として介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとします。

利用者は訪問看護・介護予防訪問看護サービスに対する所定の利用料の他、サービス提供する上で別途必要になった費用を支払います。

① 料金の支払い方法

口座振替となります。毎月 20 日までに前月分の請求書を発行し、翌月 28 日に講座よりお引き落としとなりますので、口座へご入金下さい。

② 交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護等に要した交通費は、その実費を徴収いたします。

なお、自動車を使用した場合の交通費は通常の事業の実施地域を越えた地点から 1 キロメートル当たり 100 円とさせていただきます。

※キャンセル料

サービス利用の前日まで無料です。サービス利用当日のキャンセルは、利用者の病状の急変、緊急などやむを得ない事情以外は、基本報酬 10 割負担となります。

キャンセル時の連絡先：049-257-5618

8. 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。

ご家族	氏名	続柄
	連絡先	
主治医	医療機関名	医師名
	電話番号	
居宅支援事業所	事業所名	担当者
	電話番号	

9. 秘密保持

従業者は、職務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持します。

従業者であった者に、職務上知り得た秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用契約の内容とします。

10. 事故発生時の対応

当事業所が利用者に対して行う指定訪問看護の提供により、事故が発生した場合には速やかに利用者の家族・市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当事業所が利用者に対して行った指定訪問看護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

11. 虐待防止のための措置に関する対応

事業者は、利用者様等の人権の擁護・虐待ハラスメントの防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 研修を通じて。従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- ② 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者様等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

12. 苦情処理の体制及び手順

サービスの提供及び個人情報の取り扱いに関する苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため、必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。

相談担当者は把握した状況を管理者とともに検討を行い時下の対応を決定します。

対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。)

13. 理学療法士等によるリハビリの訪問について

当事業所からの理学療法士等の訪問は、訪問看護事業所からの看護師等の訪問と同様に訪問看護サービスとなります。

モニタリング等のため、3ヵ月以内に1度、看護師による訪問をいたします。

14. その他

事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備します。

- ① 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- ② 継続研修 年2回

15. 苦情申し立て窓口

訪問看護ステーション soin 上野田町	電話番号：049-257-5618 担 当 者：前田帆奈
川越市役所 介護保険課	電話番号：049-224-8811
埼玉県国民健康保険団体連合会 (苦情対応係)	電話番号：048-824-2568

16. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------------------------

私は本書面により上記重要事項について利用者に説明を行いました。

事業 者	所 在 地	埼玉県川越市上野田町34番地22
	法 人 名	株式会社アスタス
	代 表 者 名	代表取締役 伊藤建之
	事 業 所 名	訪問看護ステーション soin 上野田町
	説明者氏名	

私は本書面により、事業者から訪問看護サービスに関する重要事項の説明を確かに受け、その内容に同意しました。

利用者	住 所	
	氏 名	

代理人	住 所	
	氏 名	